

京都市訓令甲第17号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

京都市長 門 川 大 作

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長（以下「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」という。）

第6条第5号，第7条第2項，第11条，第12条，第13条及び第19条中「市民協働・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改める。

別表行財政局総務部総務課の項中「企画調査係長」を「庶務係長」に改め，同表会計室の項中「出納係長」を「庶務係長」に改める。

別記様式中「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改める。

附 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)